

別紙

【総価契約】契約書附則の例①（例②以外の業務）

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案のうち、次の提案について履行できない状況が発生した場合は、発注者と受注者とが協議を行うこと。

なお、協議のうえ、受注者の責めにより次の提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という）を算定し、ペナルティー額に１００分の８に相当する額を加算した支払いを求める。

ただし、ペナルティー額は、入札価格の１０％を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

＝（当初評価値－見直し後技術点－当初価格点）×（当初予定価格÷価格点の配分点）

（提案内容）

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○

【総価契約】契約書附則の例②

（実施方針や特定テーマとして業務を進めるための考え方や留意点を求めた場合は、以下のとおりとする）

なお、「測量調査等請負契約書」「用地調査等請負契約書」等については、下記文中の「調査職員」を「監督職員」に改めること。

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案の内容については、業務着手時までに提出する業務計画書に反映の上、調査職員の確認を受け、確実に履行するものとするが、履行できない状況が発生した場合は、発注者と受注者とが協議を行うこと。

なお、協議のうえ、受注者の責めにより技術提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という。）を算定し、ペナルティー額に１００分の８に相当する額を加算した支払いを求める。

ただし、ペナルティー額は、入札価格の１０％を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

＝（当初評価値－見直し後技術点－当初価格点）×（当初予定価格÷価格点の配分点）

※価格点の配分点は、価格点と技術点の比率により、各業務の入札説明書を十分確認の上、間違いの無いよう以下のとおり記載して下さい。

- １：１の場合 ６０点
- １：２の場合 ３０点
- １：３の場合 ２０点

別紙

【単価契約】契約書附則の例①（例②以外の業務）

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案のうち、次の提案について履行できない状況が発生した場合は、発注者と受注者とが協議を行うこと。

なお、協議のうえ、受注者の責めにより次の提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という）を算定し、ペナルティー額に１００分の８に相当する額を加算した支払いを求める。

ただし、ペナルティー額は、**予定金額**の１０％を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

＝（当初評価値－見直し後技術点－当初価格点）×（当初予定価格÷価格点の配分点）

（提案内容）

- ・ ○○○○○○○○○○○○○○
- ・ ○○○○○○○○○○○○○○

【単価契約】契約書附則の例②

（実施方針や特定テーマとして業務を進めるための考え方や留意点を求めた場合は、以下のとおりとする）

なお、「測量調査等請負契約書」「用地調査等請負契約書」等については、下記文中の「**調査職員**」を「**監督職員**」に改めること。

附 則

受注者が入札時に提出した技術提案の内容については、業務着手時までに提出する業務計画書に反映の上、調査職員の確認を受け、確実に履行するものとするが、履行できない状況が発生した場合は、発注者と受注者とが協議を行うこと。

なお、協議のうえ、受注者の責めにより技術提案が履行されない場合は、入札時に付与した技術点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額（以下、「ペナルティー額」という。）を算定し、ペナルティー額に１００分の８に相当する額を加算した支払いを求める。

ただし、ペナルティー額は、**予定金額**の１０％を上限とする。

ペナルティー額（千円未満切り捨て）

＝（当初評価値－見直し後技術点－当初価格点）×（当初予定価格÷価格点の配分点）

※価格点の配分点は、価格点と技術点の比率により、各業務の入札説明書を十分確認の上、間違いの無いよう以下のとおり記載して下さい。

- １：１の場合 ６０点
- １：２の場合 ３０点
- １：３の場合 ２０点